

議案第 4 2 号

市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 0 年 2 月 1 8 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

市川市議会議員及び市川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 5 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 4 1 条第 8 項」の次に「、第 1 4 2 条第 1 1 項」を加え、「及び法」を「、市川市長の選挙における法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成並びに市川市議会議員及び市川市長の選挙における法」に改める。

第 1 1 条を第 1 5 条とする。

第 1 0 条中「第 7 条」を「第 1 1 条」に改め、同条を第 1 4 条とする。

第 9 条中「通じて」を「通じて、」に、「第 7 条後段」を「第 1 1 条後段」に改め、同条を第 1 3 条とする。

第 8 条を第 1 2 条とする。

第 7 条中「第 1 0 条」を「第 1 4 条」に改め、同条を第 1 1 条とし、第 6 条の次に次の 4 条を加える。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第 7 条 候補者 (市川市長の選挙における候補者に限る。第 9 条及び第 10 条において同じ。) は、同条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第 8 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第 9 条 市川市は、候補者 (前条の届出をした者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価 (当該作成単価が、7 円 30 銭を超える場合には、7 円 30 銭) に当該選挙運動用ビラの作成枚数 (当該候補者を通じて、法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第 7 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第 10 条 第 7 条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者 1 人について、7 円 30 銭に選挙運動用ビラの作成枚数 (当該作成枚数が、法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

公職選挙法の改正を踏まえ市川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に要する費用を公費負担とすることができるようにするほか、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。